

特定最低賃金から適用除外される労働者

| 産業名                                      | 適用除外される労働者  |
|--|---|
| <p>造作材・合板・建築用組立材料製造業</p>                 | <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者<br/>                     (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br/>                     (3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br/>                         イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務<br/>                         ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務<br/>                     (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者</p>   |
| <p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業</p>        | <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者<br/>                     (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br/>                     (3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br/>                         イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務<br/>                         ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務<br/>                     (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者</p> |
| <p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> | <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者<br/>                     (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの<br/>                     (3) 次に掲げる業務に主として従事する者<br/>                         イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務<br/>                         ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務<br/>                     (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者</p>                                  |